

第2回

徹明小学校・木之本小学校統合準備委員会 会議録

と き : H 24.2.28 (火) 13:30~16:30

と ころ : ドリームシアター岐阜 3階 会議室

出席者 自治会連合会 松原会長[徹明]、北川会長[木之本]
野口副会長[徹明]、古澤副会長[木之本]
P T A 水岡会長[徹明]、宮崎会長[木之本]
遠藤副会長[徹明]、大山副会長[木之本]
学 校 杉山校長[徹明]、吉村校長[木之本]
山田教頭[徹明]、吉岡教頭[木之本]
事 務 局 教育委員会事務局 島塚政策統括審議監
教育政策課 古山主任、田中主事補 (以上 15名)

次第

- 1 前回会議録の確認
- 2 議事
 - (1) 統合準備委員会の規約
 - (2) 委員長及び副委員長の選任
 - (3) 小学校統合にかかる手続き一覧
 - (4) 小学校統合にかかる課題
 - (5) 小学校統合にかかる跡地活用の基本的な考え方
- 3 次回の協議事項・日程

○決定事項

- ①統合準備委員会の規約（別紙）
- ②委員長に松原自治会連合会長、副委員長に北川自治会連合会長を選出
- ③平成 27 年度を統合の目標とする

○次回について

- 4 月下旬の開催を目標とし、以下の事柄について教育委員会より提示する
- ・統合に向けて準備委員会における今後の協議事項とスケジュールについて
 - ・現在の通学路と統合後の通学路のあり方について

会議録（要旨）

審議監 ただいまより、徹明小学校と木之本小学校の統合についての協議を始めさせていただきます。本日は前回の会議録を確認後、前回ご指摘いただいた案件を中心に、議事を進めて参りたいと思います。準備委員会の正副委員長が決まるまでは、教育委員会事務局が進行を務めさせていただきます。

それでは、事前に郵送させていただいた前回の会議録について、ご意見等があれば発言願います。

（原案のとおり、市のホームページで公開することを承認）

では、議事に移ります。まず、準備委員会の規約についてです。前回、準備委員会の設置目的、所掌事務、それぞれの委員の役割等を明文化した方がいいのではないか、とのご意見を承りましたので、事務局で案を作成いたしました。

（事務局より説明）

委員 金華小・京町小や、明德小・本郷小の準備委員会などの時はこういった規約は作っていないのですね。

審議監 はい。

委員 規約第 5 条の「準備委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない」ということについて、本準備委員会の委員の 3 分の 2 以上というのはつまり、8 名以上になるわけですね。もしも意見が割れてしまった時、どのように採決するかについて触れていませんが、そのあたりはどうなりますか。

審議監 規約では採決のことを定めていませんが、特定の事案について採決をしなければならない事になりましたら、規約の第8条にある「準備委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める」のとおり、決めていただくこととなります。最初から採決のやり方を決めてしまうと、議論がぎくしゃくしてしまうのではないかと思いますので、そのようにいたしました。

委員 3分の2以上の出席で会議を開くとは言いますが、やはり重要案件については全員出席の上で決めるのが望ましいと思います。

委員 全員出席でないと会議ができない、と規約上に定めるのも少し厳しいのではという気がします。

委員 3分の2以上は少し多いかと思いますが、過半数の出席でもいいのではないのでしょうか。これはきっと、片方の地域の委員が全く出席せず、残った片方の地域で案を決めてしまう、というような場合を想定されているのではないかと思います。しかし、このような決まり方で決まったことが有効だとは思われませんか、あまり気にされなくてもいいのではないのでしょうか。

委員 この規約案では代理出席については触れていませんね。

審議監 規約案の第3条、組織についてのところで、「会長及び会長が指名する者 各1人ずつ」を準備委員会の委員として充てるという条文にいたしました。これは代理の方はあくまで、その方が代理としてその日出席することを会長が認めた、という意味合いです。

委員 「会長及び会長が指名する者 各1人ずつ」の箇所を「PTAの代表2名」というのではいけないのでしょうか。再来年くらいにPTA会長を交代しようと考えているのですが、その方は月の半分以上は海外に行かれているような方です。となるとこの規約案のままですと、会長が不在の場合、会議に出席する委員は会長の代理1人と会長が指名したもう1人ということになります。最初から「PTAの代表2名」とし、PTAの中で準備委員会の委員としての権限を与える形とするのはどうでしょうか。

審議監 この規約案は叩き台です。教育委員会事務局としては自治会連合会長は委員として絶対に外せないと考えておりますが、PTAの方については子どもが学校にいる・いないによって、委員が代わってくるところもありますので、皆さんの総意があれば変えていただいても構いません。

委員 この後、委員長の選出を行うようですが、もし会議に委員長が不在の場合は副委員長が代わりとなるのでしょうか。

委員 規約案の中では副委員長の人数を定めていないので、今日この場で協議して検討できるのではないかと思います。会長（もしくは校長）が指名する委員の人数を「各1人ずつ」と明記しないで、それ以上でも指名できるようにしておくのはどうでしょうか。

審議監 委員の人数については明記しておいた方がいいかと思います。つまり「会長ともう 1 名」とするのか、「会長が指名する 2 名」とするのか、ということです。「会長が指名する 2 名」の場合、会長が自身を指名する、というのもできると思います。

委員 会議には必ず全員が出席することを前提としているのでしょうか。
審議監 明德・本郷の準備委員会の場合、会議は月に 1 回程度行っていました。事務局が準備委員会の日程を調整する時は、極力皆さんがご出席できるよう、特に自治会連合会長さんは必ず出席できるように配慮をしておりましたので、徹明・木之本でもそのように、と思っております。

しかし、委員 12 名全員が出席できる日がそろうというのもなかなか難しいところがあるかと思います。今後は、準備委員会の最後に次回の開催日と時間について、皆さんにご都合をお聞きしたいと思っております。

委員 委員の数については、あまり増やすのもよくないかと思います。
審議監 今議論となっているのは PTA から選出する委員についてと、会議の開催のために必要な委員の出席数についてですね。

自治会連合会と学校からの委員の人数については、ご異論がなければ原案の「会長（校長）及び会長（校長）が指名する者 各 1 人ずつ」と、その他、「準備委員会が必要があると認める者」を委員とすることをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 採決というのは委員会としての意思決定ということですね。これを PTA のような毎年人が代わるようなメンバーの中でどう引き継いでいけばいいのか、というのが気になります。4 月に新しい PTA 会長としてこの準備委員会の委員となる方に対し、その度に今までの流れを全部伝えなければならない、ということですね。

審議監 申し訳ありませんが、その点についてはご努力をお願いするしかございません。明德・本郷の準備委員会の時もそのように、PTA 役員の交代の度に引継ぎとして今までの経緯を説明し、新しい方へ伝えるということをしておりました。その点については、自治会連合会の会長さんが相当苦勞をされたとお聞きしております。

この準備委員会の会議録のほか、お渡しした過去の経緯等に関する資料で説明していただければ、おおまかなところはつかんでいただけるのではないかと思います。

委員 PTA から出席する委員は、個人としてではなく PTA としての意見を述べなければなりませんよね。徹明小学校と木之本小学校の統合という課題について、これは賛成、これは反対、これは議論の必要がある、と考え真剣に議論していくというのは難しいことだと思います。ですから、代打として「では、私がやります」とすぐに手が上がるかどうか気になります。

審議監 地域全体の将来に関わることを決める場ですから、そういった不安を感じられるのはよくわかりますが、やはりどうしても、皆様方のご努力をお願いする形となります。

もう一度確認いたしますが、今議論となっているのはPTAからの準備委員会委員をどのようにするか、ということですね。PTAは役員の入替わりや、仕事等でご出席しづらい場合も多いため、委員を会長に限定せず、「PTA会長が指名する者各2人」とするのが良いのではないかと、ということについて、皆様からご異議がないのであれば、そのようにさせていただきたいと思えます。

委員 その年のPTAに関わる人間を指名する、ということですね。

審議監 そうですね。PTAの組織の一員である方を委員に、ということです。

では、特にご異議がないようなら、PTAからの委員については「徹明と木之本それぞれのPTAの会長が指名する者各2人ずつ」とし、会長の方がご自身を指名することも可である、とさせていただきます。自治会と学校からの委員については原案のままとし、次回にむけ、そのように修正したものをお送りいたします。

続きまして、会議の開催にかかる委員の出席数についてです。原案では3分の2以上の出席といたしましたが、先ほど過半数でいいのではないかと意見をいただきました。このことについては、いかがいたしましょうか。代理と欠席についての取扱いを確認させていただきますと、規約案上、代理はあくまでも会長が出席を認めており、その団体の委任を受けて来ているということになります。代理または欠席もありうるという前提のもと、開催のために必要な委員の出席数を過半数とするか、それとも3分の2以上とするか、ということです。

委員 この準備委員会は決議機関ではなく、話し合うための場所ですから、過半数の出席ではあまり意味がないのではないのでしょうか。全員出席することが望ましいのですが、日程の調整が煩雑になることや、急な都合で出られなくなる場合もありますから、原案のとおり、3分の2というのがいいのではないのでしょうか。

委員 先ほどの話に戻りますが、PTAについては「会長の指名する者2名」を委員とし、会長の代理を可とするものですが、連合会と学校については代理はなく、都合が悪く出席できなければ、そのまま欠席扱いとなるのでしょうか。

審議監 自治会連合会長と校長の指名する者1人ずつについては、名簿の上ではAさんでも、都合により実際に当日指名されて出席するのはBさんということも可となります。しかし、自治会連合会長と校長の代理についてまでは想定しておりません。

委員 ということは、自治会連合会長と校長については、どうしても出席できない場合は代理を立てず欠席扱いとなるということですね。

審議監 日程調整のやり方によるところもありますが、規約の上ではそうい

うこととなります。もし、自治会連合会長と校長の代理についてご異論があれば、変えることも検討します。

委員 日程調整の際には自治会連合会長と校長の両方が出られる日を選び、そのうえでも急な都合のために出られないとするならば、欠席もやむを得ないということではないのでしょうか。

委員 確認しますと、今はこの準備委員会の委員をどのように選定するかという段階を議論しているのでしょうか。PTA の会長はこの 4 月で新しい方に代わるようですが、それから先は各団体の役員が代わるということはそうそうないと思います。「会長が指名する者 2 名」という決まりに乗っ取り準備委員会のメンバーが開催の度に代わるようなことになってしまうのはよくないと思います。

委員 そうですね、規約の上ではそうなってしまう可能性もあるでしょう。しかし、4 月に PTA 会長が代わっても、基本的には今この場にこのメンバーで準備委員会を進めていくものだと思います。

委員 PTA 会長は 1 年で代わってしまう可能性があるが、この準備委員会は 2～3 年続くこととなります。ですから PTA から準備委員会の委員を選ぶ際には、それを見越して PTA 会長に PTA の代表として委員を選んでいただかなければならないと思います。これは PTA だけでなく、自治会からの委員にも言えることではあります。

審議監 会議の度に委員の顔ぶれが代わるのを良しとすることは考えておりません。あくまでも急な場合、つまり、どうしても出席ができなくなった時や、子どもが卒業したので PTA 役員でなくなったという時などを考えてのことです。名簿をつくりかえることは簡単ですが、この準備委員会の基本メンバーは今この場にそろっている方々だと考えております。

なお、今手元にお配りしている委員名簿ですが、皆様の名前を先に、そのあとに各団体での皆様の役職を書いております。役職から委員へと選ばれているのではなく、あくまで会長の指名をうけてこの場にこののだという意図でそのような書き方となっております。

また、この委員会の規約については、皆様の総意があればこの先変えることもできるものです。

では、ご異議がなければ、開催のための出席者は 3 分の 2 以上、代理と欠席はありうるということとして、規約案を承認いただいてよろしいでしょうか。

(全委員承認)

審議監 委員 では、規約に基づき、正副委員長を選任いただきたく思います。正副委員長は自治連合会長の方々にお願いするのはいかがでしょうか。

審議監 今ご意見がありました。両自治会連合会長のお二人はいかがでしょうか。事務局からご提案させていただきますと、学校の統合問題についての様々な問題を検討していくには、それぞれの地域の状況はもちろん、岐阜市政にも広く精通されている方が適任であると考えます。その意味で、両自治会連合会長に正副委員長を務めていただくのがよいのではないかと考えております。

正副委員長をお二人のどちらにどうお願いするかは難しいところではありますが、自治会連合会長としての経験年数から考えますと、徹明の松原自治会連合会長の方が会長のご経験が少し長いようですので、徹明の松原自治会連合会長に委員長を、木之本の北川自治会連合会長に副委員長をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員承認)

審議監 では、松原自治会連合会長に委員長を、北川自治会連合会長に副委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

委員長 委員長を務めさせていただきますが、各団体のそれぞれの立場から来ていただいている委員の皆さんにとっても、この統合準備委員会は大変な仕事だと思います。

平成 18 年にも一度、地元で学校統合についての話が上がったことがあるのですがその時は地域から肯定的な意見は出ませんでした。それから 4~5 年経った今では、子どもの数も少なくなり、以前とは状況も変わりました。統合をせざるを得ないのではないかと、という声子どもたちの保護者の方々からも上がるようになりましたし、自治会連合会長として地域の方々の話を聞いても、統合についていろいろなご意見を聞きます。

この統合準備委員会の皆さんにおいては、地域の代表として出席する一方で、子どものためや街のためを思っている意見を、徹明だとか木之本だとかいう垣根なく、討議していただければと思います。私も委員長として皆さんのご意見を平等に聞きたいと思っております。皆さんからも地域のエゴだとかは関係なしに、垣根なく話をしていただければ、きっとこれからの将来もうまくいくのではないかと考えています。皆さんにはご協力をお願いいたしますが、よろしく申し上げます。

副委員長 今委員長のおっしゃったとおり、学校の統合とはなかなか難しい問題であると思います。どういう姿勢で取り組むか、というのもまた難しいところだと思います。その点は、委員長や委員の皆さんともよく意見を交換しながら、副委員長として委員会の補佐をしていきたいと考えております。皆さんにはご協力をよろしく申し上げます。

審議監 ここから先は委員長に議事の進行をお願いいたします。なお、資料の説

明については事務局からさせていただきます。

委員 話が戻って申し訳ありませんが、会議の傍聴についてよろしいでしょうか。前回、会議の傍聴は原則無いものとし、代わりに会議録を公開するという説明されたかと思いますが、今後、話が進んでいくと地域の方々から傍聴させてほしいという要望が出てくると思います。

意見を述べるため出席したい、という場合は、関係者として出席を認めるということになるかと思いますが。それとは別に、意見を述べるのではなく何が話し合われているか傍聴したい、という方が実際に出てきた場合、「傍聴は認められないので、岐阜市のホームページの会議録を見てください」で済むものなのか、それで納得して頂けるのかが気がかりです。

審議監 この準備委員会としては規約案にも明記されているとおり、原則非公開で会議録を公開することとなっておりますが、前回参考資料としてお配りした「岐阜市旧市内学校再編問題協議会規約」には第8条に「原則として非公開とする。但し、出席委員の過半数以上の賛同がある場合は、これを公開とする」とあります。このような、賛成があればその都度傍聴を認める、とする条項を規約案に盛り込むことも可能です。

委員 この「岐阜市旧市内学校再編問題協議会規約」に全てが準ずるといふわけではないですよ。

事務局 くくりとしては、「岐阜市旧市内学校再編問題協議会規約」が上にあり、その下に、細かいところを定めるものとして徹明小・木之本小の統合準備委員会規約が位置付けられることとなります。

つまり、今の規約案のまま手を加えないのであれば、「委員の賛同があれば公開することもある」と定めている旧市内学校再編問題協議会の規約の中に徹明小・木之本小の準備委員会がぶら下がっており、徹明・木之本としての規約で「原則公開しない」と定めている、というつくりになります。

審議監 規約に明記するかどうかは別として、会の運営上、明確にしておいた方がいいのではないかと、というご意見ですね。規約案のうえでは「原則として公開しない」であり、絶対に公開しないという書き方をしているわけではありません。

委員 今おっしゃったように、規約案に明記せずとも、傍聴を認めるかどうかをその都度、準備委員会で判断するというのであれば、それでいいのではないのでしょうか。

委員 会議録は市のホームページに載せるわけですが、会議をいつやるかというのも公開するのでしょうか。

委員長 学校の統合再編については、例えば同じように学校統合の問題にあっている他県の議員の方が傍聴について問い合わせてくるような

こともあるのではないかと思います。

審議監 例えば教育委員会で月1回行っている定例会でも、会議が始まったら最初に傍聴を希望されている方の傍聴を認めるかどうかを委員の方々に確認してから、傍聴者の方に会議の場へ入っていただくということをしております。

また、前回も今回も会議をいつ行う、ということは公開しておりません。この準備委員会は行政委員会のような公の委員会ではなく、学校の統合について話し合う地域主体の会だからです。もし委員の皆様のご意見があればこれからは会議の日程を公開するとすることもできますが、そうでないならば会議をいつ行うのか知っているのは事務局と委員の皆様だけという形になります。

委員 傍聴を希望する方はPTAや学校よりも、まず自治会の方へ行かれるのが多いのではないかと思います。ですから、委員長と副委員長に傍聴を認めるかどうかを一任し、両人が認めたら傍聴者を会議の場へ、というのはどうでしょうか。

副委員長 この準備委員会そのものは決議機関ではなく、教育委員会と地域で話し合う場です。原則非公開ではありますが、傍聴を希望される方がいるなら、まずは委員長に判断を仰ぐこと、もし判断に迷うところがあれば副委員長やほかの委員へ諮ることとするのはどうでしょうか。

委員長 傍聴を認めるかどうかについては、会議の内容等も踏まえ、よく考えたうえで判断する必要がありますね。

事務局 では、会議は原則開催の予告はせず、もしも傍聴を希望される方がいらっしゃれば委員長や副委員長の判断を仰ぐということによろしいでしょうか。規約の上では第8条の2号で扱われるものとします。

委員長 では、次の議事である小学校統合にかかる手続き一覧にまいります。資料について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明)

委員 今の説明を聞きますと、校歌や校章、施設やPTA組織等といった、統合後の学校に関わる具体的なことを決めていく作業部会を立ち上げていくことになるということですが、この統合準備委員会はすべての部会に関わって何かを行うのでしょうか。

事務局 統合準備委員会の委員の方が作業部会の委員も兼任する、ということはありません。しかし、統合準備委員会の役割はそれぞれの部会から報告を受け、統合にかかる全体像を把握する場となります。

委員 統合についての協議にはぜひ積極的に参加したいと思っています。しかし、徹明小学校は児童数が少ないこともあり、PTAの数も多くありません。先ほどの説明の中で、学校には統合担当の教頭先生を一人配置するという話がありましたが、PTAでも過去PTAだった方にサポ

ートをお願いするという事はできるのでしょうか。もし、PTA が関わる他の行事と学校の統合が重なってしまうようなことになれば、人が少ないため、組織をまわしていくことが非常に難しくなります。過去に PTA だった方も参加できるような取り決めを、規約案に盛り込めないでしょうか。

事務局 岐阜中央中学校の設置準備委員会の例ですが、PTA の代表である委員の中には PTA の「顧問」という立場の方がいらっしゃいます。これは PTA 中での制度のようですが、子どもが学校を卒業した後、いわゆる PTA の OB となった方に「顧問」として引き続き在籍してもらい、統合にかかる部会等に関わっていただいているものです。

審議監 もし機会があれば、明德小や本郷小の PTA 会長の方々に直接話を聞かれると参考になるかもしれません。規約案の第 3 条にも「準備委員会が必要であると認める者」を委員に充てられるとありますから、今の規約案を触らずとも、委員長と副委員長の判断のもとに検討していただけるのではないかと思います。

また、今この会は昼間にやっておりますが、部会は夜に行うことがほとんどですし、毎晩のように行うものでもありません。

事務局 実際に「必要があると認める者」に会議へ入っていただく例としては、統合後の学校の通学路について協議する通学路部会では交通安全協会の方に、スポ少部会ではスポーツ少年団の団長の方々にいただいています。閉開校式部会では、閉開校式のスケジュールは学校が立てるものですが、さらに細かいことについては地域の実行委員会で決めていく形で進めていくことをしています。

委員 明德と本郷では統合に関わって、地域の方々にも参加していただくようなイベントを行ったと聞きます。

私たちでも PTA だけでなく、地域の方々にも子どもの教育を見守ってもらおうという事業を行ったことがあるのですが、こういうものは PTA 部会で扱うものなのでしょうか。いわゆる「おやじの会」というものもありますが、これは木之本にはありますが、徹明にはありません。こういうこともこれから決めていくということでしょうか。

審議監 率直に申しますと、そういったことはまだずいぶん先の議論となります。その部会の所掌事務について取り決めについては、その時が来ましたらまた詳しくご説明いたします。

委員長 議事（4）小学校統合にかかる課題と議事（5）跡地活用の基本的な考え方について、事務局より資料の説明をしていただきます。その質疑の後、前回委員の皆さんに自己紹介をしていただいたように、それぞれの立場で統合について考えていらっしゃる事、言いたい事をこの場で言っていただくのはどうか、と考えております。一度皆さんの考えを聞いたうえで、自由に討論していただければと思います。

では、事務局より次の議事に関わる資料について説明をお願いしま

す。

(事務局より説明)

委員長 徹明小・木之本小のどちらが統合先か、また跡地はどうなるかについては、地域の方々も一番気にされています。跡地について考えていることがあるのならば、それを隠し事なく明かしていただかなければ、話が進まなくなる恐れもあると思います。また、跡地利用をどうするかという案を事務局からいろいろと提示していただければと思います。

審議監 隠し事をするつもりはまったくありません。事務局として心配するのは、根も葉もない風評が立ってしまうことです。統合について根拠の無い誤った情報がメールや電話等で広まり、巡り巡って事務局の耳に入ってくる、ということが今までもよくありました。噂が一人歩きして地域の方々を動揺させることのないよう、事務局の持つ情報や考えは隠すことなく皆様にお伝えいたします。

委員長 前回の会議では安藤教育長のお話や事務局からの説明などが多く、それぞれのご意見をあまりお聞きできなかったところがあるかと思えます。先ほど申しましたように、統合について皆様も考えていらっしゃるかどうかと思えますので、ぜひご意見をお聞きしたく思えます。

先日、市役所の本庁舎で行われた、教育委員会主催の教育フォーラムに私も参加いたしました。参加者からは教育に対する真剣な意見が出されておりました。この度の統合についても、それぞれの地域の方々がとても真剣に考えていらっしゃると思えますが、例えば学校の先生方の考えとPTAの考え、そして地域の私たちの考えはそれぞれ見方が違うところがあると思えます。皆様にはそれぞれの立場で考えていらっしゃることをお話いただければと思います。

委員 教頭という立場から発言させていただきます。統合についてはいろいろと大変なことがあるかと思えますが、職員の一人一人が統合に対し、使命感と責任感をもってあたれるよう、不安を解消させていくことに努めたいと考えております。先ほど話に出てきた風評という点についても、情報をきちんと伝えることで職員にも安心してもらい、そのうえで全員が協力しあえるように、と思っております。

委員 子どもの事を考えて先を見れば、統合は必要であり望ましいことであると思えます。徹明小は人数が少ないため、子どもたちは6年間同じクラスで過ごし、卒業していくこととなります。1年生から6年生が交流するふれあい活動は行っているものの、やはり人間関係が限定的で固定されているのに変わりなく、よくない状態と感じています。

両校が統合すれば、子どもたちはより多くの仲間、お互いのいろい

ろな個性と接していくこととなります。多くの仲間と接する中で自分と他者を比べ、そして知ることは、子どもたちの世界を広げることであり、豊かな人間形成のためにも大事なことと思います。

しかしながら、岐阜小学校の統合が大変だったことを聞き、普段の仕事に新たな仕事加わって多忙になることを心配している教職員もやはりおりますが、統合のために忙しくなることは避けられないことと思います。これからは学校の教職員、地域や PTA も一丸となって「子どものためにも統合は必要である」という意識を高めてかなければならないと考えております。

委員

木之本小学校では毎年「今年は1クラスになるか2クラスになるか」が保護者の間で話題になるという実情があります。新1年生として入学する子どもの親御さんも、クラス数のことを非常に気にされており、「2クラスでクラス替えできる状態であれば」と気にかけている保護者の方がとても多くいると感じています。

統合に際しては通学路の安全は大丈夫か、学校までの通学距離がどうなるかなどについて、保護者の方々も心配されるのではと思います。保護者の方々から問い合わせをいただきやすい立場にありますので、皆さんが不安に思っているところを吸い上げ、このような協議の場で話していきたいと考えております。

委員

統合にはまず最低2年以上はかかるということ、先ほど事務局から説明していただきました。となると、今年の新4年生以上の子どもや保護者と、それ以下の学年の子どもや保護者の間で意識に差が生まれるのではないかと思います。遅くなると統合のメリットも薄れていく恐れがありますし、統合については慎重かつ素早く話を進めていくのがいいと思います。

もう一つ、先ほど統合の負担を心配する教職員の方の話が出てきましたが、しかし、統合の話がきっかけとなって初めてできる記念品の話や記念イベント、特別な行事もあると思います。子どもも地域も新しい体験や活動ができる機会である、と前向きにとらえて取り組んでいけたらと思います。

委員

開校まで2～3年はかかるという話ですが、私には小学6年生と小学1年生の子どもがいるため、統合した小学校の開校前から開校後まで関わっていくことになると思います。子どものことを第一に考えて、とは思うと同時に、やはり統合は大変ではないかと心配なところも正直あります。先ほど委員長が言ったとおり、統合に対して「前向きに、何をやるかを明確に」していく事は大切だと思います。

今は徹明と木之本という地域ごとに席が分かれています。これだと地域の代表としてここにいるのだ、という意識を私たちも強く感じるようになるかと思えます。地域の代表という意識も大切ですが、この準備委員会は「地域の区別なく、子どもにとって最も良いところを

皆で考えていく」という意識で協議する会としていけたらと思います。

委員 PTAの他に自治会、消防団などにも関わってきましたが、徹明だけでもいろいろな地域の団体があります。統合については子どもたちだけでなく、これを機会に地域同士も仲良くなっていくことができればと思っています。

岐阜小学校や、明郷小学校などでも、統合後に見えてくる問題もあるようですし、徹明小・木之本小でも先行きの見えない不安を抱えている方が大勢いらっしゃるでしょうが、先ほど副委員長も言われたとおり、「センスよく」前向きに進めていければと思います。

委員 下の子が小学1年生なので、統合についてもまだまだ関わっていくことになっていきますが、やはり1番に子どもの事を考えたいと思っています。先ほど、大人が思うよりも子どもは柔軟的だという話がありましたが、やはり不安に感じるところはあると思いますし、その不安を和らげたり払拭したりしていくのが親の役目だと考えています。

最初準備委員会に出席した時は徹明と木之本で対立するのだろうか、というイメージがありましたが、今はそうは感じていません。向かうべき道は一つですから、それに向けて両地域が子どものためを考えて共に話し合っていけば必ずいい小学校ができると思います。

委員 上の子が今度中学2年生で下の子小学6年生なのですが、今回の統合は中学校のことも視野に入れつつ、少しでも早く進めていかなければならないと思います。

委員 孫が来年小学1年生になります。統合については子ども同士のこととはあまり心配してないのですが、今のお話にあったように、中学に入ってからを考えると心配に思うところがあります。もちろん地域としても見守り、協力していきたいと思いますが、若い保護者の方々にもご配慮いただければと思います。

どこが統合先となり、跡地はどうなるかということは、小学校に通っている子どもがいない地域の方も気にするところです。ですから、「跡地をこのように有効利用しようと考えています」と地域の方を説得できるような材料や、提言できる見通しを統合までの間で、事務局と地域とで考えていければと思います。

委員 それぞれ意見が出ましたが、一番は子どものためでなくてはいけないということは私も思います。ただ、自分が子どもだった頃、1学年に5クラス300人いた昔と、子どもの数が少なくなった今とでは違うものがあると思います。自治会は地域全体の声を聴けますが、今の学校の状態や、子どもたちの心や感覚はどうなのかということが一番わかるのはやはり、学校の教員や保護者の方だと思いますので、ぜひご意見をいただければと思います。

統合にあたっての通学路の安全については、通学路部会で検討して

いくと先ほど説明されましたが、これは何よりも最優先で考えるべき事柄と思います。統合後にどちらへ移るか、通学路がどうなるか、また、跡地をどうするのかということは非常に大事なことです。これから真剣に検討すべきであると思います。

副委員長

私が通っていたころは徹明小学校も子どもが 2000 人近くおりました。その頃と今とでは子どもの数が減った他にも、子どもたち一人一人の体格がよくなったりといった様々な変化があります。

統合については教員の方々にも動揺があると思います。事務局からの最低 2 年はかかるものだ、という説明を聞くと統合の難しさを感じますが、いかに素早く慎重に進めていくかを考え、取り組んでいかなければならないと思っています。先ほども話をされていたように、統合に際しては、子どもの交通安全の確保と通学路の整備を進めていく必要があると思います。

難しい問題があれども、だからといって不安をあおるのではなく、それをどう解決していくかが大事です。問題は大小様々なレベルで出てくるものと思いますが、それぞれの地区の伝統などを守りつつ統合を進めていければと思います。

委員長

ご意見を聞かせていただき、ありがとうございます。やはり皆様それぞれの意見の違いがありまして、そういった意見をこれからまとめていかなければならないのだと感じました。

委員

ひとつ質問よろしいでしょうか。今、木之本小学校の子の親御さんで、両親のどちらかが木之本の出身である割合はどれくらいでしょうか。また、木之本の出身ではなく、地域と今まで関わりがなかったという方はどれくらいなのでしょう。

委員

詳しい割合まではわかりませんが、マンションに住んでいる子どもの保護者の中には、木之本の出身でないという方がいらっしゃるようですが、しかし全校的にみると大半はどちらかが木之本の出身者であるようです。

委員

徹明小の場合は、両親ともに徹明出身でないという方はやはり少ないです。となると、多くの保護者は本荘中学校の出身になりまして、徹明校区から本荘中学校に通学するには木之本校区を歩いていくこととなります。徹明の方々には木之本校区のことを意外と知っている、ということはこれから協議を進めるにあたっても参考になるのではないかと思います。

委員

統合については様々な噂も耳に入ってきます。子どもたちは統合して環境が変わってもすぐに馴染むのではないかとありますが、スポーツ少年団なんかは徹明・木之本で交流をしようと考えているようですね。

委員

その話については、徹明と木之本だけでは団を存続できないのではないかとということも聞きます。学年によっては華陽や白山のスポ少に

通っているということもあるようですが、子ども自体が減っている
のでスポ少の人口そのものも減っているという事です。

ただ、幹部の主導で徹明と木之本の少年サッカー団を統合したもの
の、一年足らずで解散してしまったということがありましたので、難
しいところもあります。スポ少を統合する必要性があるのならば、自
然と統合されていくものだろうから、それまで出来る限り続けていく
という指導者の方もいれば、積極的に統合をした方がいいのではない
かと考える指導者の方もいます。

委員 この先、統合についてのアンケートを地域で行う必要がでてくる場
合があると思います。この時、徹明と木之本それぞれで温度差が無い
よう、ルール作りをしておくというのではないのでしょうか。何かアン
ケートをしようというにしても、そのことをここにいる皆さんにもお
知らせしたうえで、両地域足並みをそろえて同じアンケートを行うの
がいいと思います。

委員 根拠の無い噂が流れないためにも、両地域の新年度の PTA 総会など
の場で市の方に統合について説明をしていただき周知するというのも
必要かと思えます。統合についての説明をどんな場でしていくか、
そして、地域の方々や保護者の意見を吸い上げるためのアンケートを
どう実施していくかというのも、これからこの準備委員会で協議して
いくことになるかと思えます。

委員 1 年前、統合についての説明を事務局から PTA の役員にしていた
いた時、もう学校の統合は決定したのだという誤解をされたことがあ
ります。誤解の無いよう、慎重かつ丁寧に説明をしていくのが大切だ
いと思えます。

委員長 予定していた時間よりも少し延びましたが、本日の議事が一通り終
わりましたので事務局にお返しします。

審議監 ひとつ補足をさせていただきます。統合にかかる手続きとスケジ
ュールについて、前回、最低 2 年から 3 年と申しました。しかし、もし
順調に協議が進み、開校 1 年前には行う各種予算議決を来年の年明
け、平成 25 年 3 月に行うとすれば、それから 1 年後には統合小学校
が開校するということになります。議論が十分かつ素早く進む
のならば、平成 26 年度 4 月開校というのも全く不可能ではないとい
うことはご理解いただければと思います。

もうひとつ補足ですが、学校を統合するには岐阜市議会で学校設置
条例の改正案を議決される必要がある、と前回ご説明しました。それ
は市議会での多数決によって決まることではありますが、まずは徹明
と木之本、両地域の皆様が十分な議論をされたうえで教育委員会にご
提言いただくことになります。しかしながら、早い時期の統合を目指
したがために、地域の意見を十分に吸い上げられないまま市議会の議
決を得てしまうと、後々よくないことになるのではないかとわれま

す。スケジュール上では最低2年から3年と示しはいたしました、一方で期間にとらわれず、地域の意見をしっかり吸い上げて形とすることも重要だと考えております。

さて、会を終わる時には、次回の会議につながるような閉め方をしたいと考えております。委員の方々に十分ご出席していただくためにも、次回開催する日を仮に決めておきたいと思っております。また、次回の協議に必要な資料があれば事務局で準備し、次回の会議までに両自治会連合会長にご確認いただいたうえで、委員の皆様へ送付させていただきます。このような手順を会の終わりに行う決め事としたいと思います。

では、次回の議題についてですが、委員の皆様にはまだ十分にご意見をうかがえてないところがあると思っておりますので、もし疑問に思われることなどありましたらご発言いただけるでしょうか。

例えば、先日教育委員会が主催した教育フォーラムでは、岐阜大学附属小学校の影響が大きいと、小学校を統合しても子どもは附属小学校の方へ通うのではないのかという意見がありました。また、徹明校区で今再開発を行っているが、それにかかっている人口推計はどうかというご質問もありました。時間のかかることではありますが、このような統合に関わる疑問を投げかけていただき、皆様へひとつずつ納得していただいたうえで、少しずつ前進し、最終的に「徹名小・木之本小を統合する」という提言を頂く会となるのが一番である、というのが事務局の考えであります。

先ほど申し上げましたが、跡地の活用について事務局が隠していることは何もありません。例えばですが、もし跡地に何か私立の学校だとか施設を誘致してほしいというような要望があればぶつけていただければ市としての考えを示しますし、また、この準備委員会で跡地活用そのものについて協議するというのもできます。いずれにせよ、疑問に思われることなどがあれば、事務局は一つずつ答えていきます。

統合に対する前向きなご理解をいただけていることは、大変ありがたいことでもあります。しかしながら、特に岐阜市では地域と学校のつながりが太いところがありますので、慎重さも大切にしながら進めていければと思います。

委員 統合した場合に想定される通学路のルートや距離や、安全性を比較した資料を提示していただけるでしょうか。担当課が違ってくるかもしれませんが、現状で道路整備がどうなっているか、また、通学路として必要になってくる歩道橋や信号のような整備は何かといったところを次の協議の材料としたいと思います。

委員 どちらが統合先になるとしても、少なくとも真砂町通りには歩道橋が必要になってくるのではないかと思います。

事務局 どのような協議を次行うのかということについてですが、先ほどのアンケートや説明会の話のように、統合に向けて今後1年間、具体的にどのようなことを行っていくのかについての協議もどこかで必要になってくるのではないかと思います。資料を提示しての協議の他に、自治会としてはこうしたい、PTA や学校としてはこうしたいという話し合いをこの先行うことも考えのひとつとしては良いのではないのでしょうか。

審議監 では、我々が資料をつくり説明するだけでなく、4月という節目の時期ですから、委員の方も代わられるかもしれませんが、この機に地域の皆様の方で統合についてのご議論を深めていただき、ご意見を聞かせていただければと思います。また、実際に過去の統合に関わった方に出席いただき、詳しい話をしてもらおうというのもいいかもしれません。

では、事務局の方からは次回、統合した場合に想定される通学路について資料として提示させていただきます。また、この1年間に行う準備委員会の手順の具体案をつくる他、委員の皆様には各団体から統合に関する意見を集約していただければと思います。

委員 その時には統合について説明しなければならないと思いますが、いつ統合するのかを必ず聞かれると思います。いつを目標としているのかについてはどのようにしますか。

委員 先ほど平成26年度の開校も不可能ではないという話もありましたが、やはり地域も学校も多くの準備が必要になってくることと思います。統合には2～3年かかるということで、平成27年度を目標として進めていく、ということにするのがいいかと思います。

審議監 では、次回は準備委員会として1年間に行う手順と想定される通学路についてを資料として提示いたします。また、4月を境に代わられる委員の方もいらっしゃるようですので、その確認もさせていただきます。仮の開催日は4月末とし、また後日詳しく日時の調整を行います。本日はありがとうございました。

岐阜市立徹明小学校及び岐阜市立木之本小学校統合準備委員会規約

平成24年 月 日議決

(設置)

第1条 岐阜市立徹明小学校及び岐阜市立木之本小学校を統合するための条件を検討協議するため、岐阜市立徹明小学校及び岐阜市立木之本小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について、徹明地区及び木之本地区の意見をとりまとめ、岐阜市教育委員会に提言するものとする。

- (1) 統合の必要性に関すること。
- (2) 統合の場所及び跡地に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備委員会が必要であると認める事項。

(組織)

第3条 委員は、徹明地区及び木之本地区の意見をそれぞれ代表する者として、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 徹明及び木之本自治会連合会の会長及び会長が指名する者 各1人ずつ
- (2) 徹明及び木之本小学校のPTAの会長が指名する者 各2人ずつ
- (3) 徹明及び木之本小学校の校長及び校長が指名する者 各1人ずつ
- (4) 前3号に掲げる者のほか、準備委員会が必要であると認める者。

(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 準備委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 準備委員会の会議は、原則として公開しない。但し、会議録は全委員が確認の上、発言者を明示しないで公開するものとする。

(関係者の出席)

第6条 準備委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 統合するために必要となる特定の事項、専門的な事項等について検討協議するため、準備委員会に作業部会を置くことができる。

(その他)

第8条 準備委員会の庶務は、岐阜市教育委員会 教育政策課において処理する。

- 2 この規約に定めるもののほか、準備委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。